（電気設備工事）
電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、発電設備、情報通信網設備、電話設備、拡声設備、呼出設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、入退室管理設備、火災報知設備、構内配電線路設備、構内通信線路
（機械設備工事）
換気・空調設備、消火・給排水衛生設備、自動制御設備

⑻　本工事においては、入札に参加する意思を表明する際に施工体制等に関して記述した競争参加資格確認申請書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（ＷＴＯ標準型）を適用する。

なお､本工事は直接工事費の一部について、見積りの提出を求める「見積り活用方式」の施行工事である。

本工事は直接工事費の｢型枠工｣､｢鉄筋工｣、「鉄骨工」に係るものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成のための参考とする工事である。

見積採用工種等の変更については、他の工種と同様の扱いとする。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）、又は３者以内により構成される特定建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　単体又は共同企業体の代表者及び構成員が日本原子力研究開発機構（以下｢原子力機構｣という。）又は文部科学省（以下「文科省」）における一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後に審査を受け一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　単体又は共同企業体の代表者及び構成員が原子力機構又は文科省における建築一式に係る一般競争参加資格の認定した数値が1200点以上であること。（上記２⑵の再認定を受けた者にあたっては、当該再認定の際の数値が1200点以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を定めた者を除く。）でないこと。

⑸　工事実績の条件　単体又は共同企業体の代表者及び構成員が、平成11年度以降(ただし、類似工事に係る実績については平成16年度以降に限る。)に元請として完成引渡が完了した下記の同種又は類似工事の工事実績を有すること。（共同企業体の構成員としては、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

また、工事実績は、１）①及び２）①は日本原子力研究開発機構（旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構）、原子力事業者㈱、省庁、独立行政法人､国立大学法人、公団等、都道府県、市町村が発注した工事に限る。１）②及び２）②は発注者の制限は求めない。

１）同種工事
①　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積が概ね4,500㎡以上の研究開発、実験施設の新築又は増築の建築工事の実績とする。ただし、増築の場合は増築部の延べ面積が概ね4,500㎡以上の場合に限る。
②　最大搭載重量が概ね500ｔ以上の震動台試験機、発電出力が概ね50万kW／基以上のタービン設備、備蓄容量が概ね５万kℓ／基（又はユニット）の石油備蓄タンク、備蓄容量が概ね１万kℓ／基以上のＬＮＧ備蓄タンク又はこれらに類する重量物の荷重移動を考慮した施設の支持地盤に至るまでの基礎工事を実績とする。

２）類似工事
①　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積が概ね4,500㎡以上の新築又は増築の建築工事の実績とする。ただし、増築の場合は、増築部の延べ面積が概ね4,500㎡以上の場合に限る。
②　最大搭載重量が概ね350ｔ以上の震動台試験機、発電出力が概ね35万kW／基以上のタービン設備、備蓄容量が概ね3.5万kℓ／基（又はユニット）の石油備蓄タンク、備蓄容量が概ね0.7万kℓ／基以上のＬＮＧ備蓄タンク又はこれらに類する重量物の荷重移動を考慮した施設の支持地盤に至るまでの基礎工事を実績とする。

㈱　原子力事業者　電気事業法第２条に規定された一般電気事業者及び卸電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者及び原子炉等規制法第44条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者。

⑹　配置予定技術者　単体又は共同企業体の代表者は、次の資格を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

１）資格
技術士（建設部門）、一級建築士又は１級建築施工管理技士で監理技術者資格証の交付を受けている者であること。

２）工事経験
平成11年度以降（ただし、類似工事に係る実績については平成16年度以降に限る）に元請として完成引渡が済んでいる以下の同種又は類似工事の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としては、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

また、工事実績は、日本原子力研究開発機構（旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構）、原子力事業者㈱、省庁、独立行政法人、国立大学法人、公団等、都道府県、市町村が発注した工事に限る。

①　同種工事
同種工事とは、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で､延べ面積が概ね3,200㎡以上の研究開発、実験施設の新築又は増築の建築工事の実績とする。ただし、増築の場合は、増築部の延べ面積が概ね3,200㎡以上の場合に限る。

②　類似工事
類似工事とは、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で､延べ面積が概ね3,200㎡以上の新築又は増築の建築工事の実績とする。ただし、増築の場合は、増築部の延べ面積が概ね3,200㎡以上の場合に限る。

㈱　原子力事業者　電気事業法第２条に規定された一般電気事業者及び卸電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者及び原子炉等規制法第44条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者。

⑺　単体又は共同企業体の代表者及び構成員が申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、原子力機構の「工事請負契約にかかる指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止を「東北地区」において受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑼　共同企業体の結成方法は自主結成とする。

⑽　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

⑿　警察当局から、原子力機構に対し、暴力団が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、物品の製造等、建設工事及び測量等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法
①　入札参加者は､｢施工計画｣､｢価格｣ 等をもって入札に参加し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、電子くじを用いて落札者を決定する。
③　落札者がいないときは再入札を行う。入札回数は３回までとする。